

◀ 窓口での本人確認にご協力を ▶

3月と4月は、就職や進学などで引っ越しをする方が多く、住民異動の届け出が増えるため、窓口が大変こみ合います。

婚姻などの戸籍の届け出や転居などの住民異動の届け出、戸籍や住民票の写しなどの証明書の請求の際などに、窓口に来られた方の本人確認を行っています。窓口にお越しの際は、次の本人確認書類をお持ちください。

本人確認書類

1点の書類を提示してください

国または地方公共団体の機関が発行した写真が添付してある書類

【例】運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が発行した身分証明書(写真付き)など

複数の書類を提示してください (①を2点、もしくは①と②を1点ずつ)

①公的機関が発行した書類

【例】健康保険証、介護保険証、住民基本台帳カード(写真なし)、年金手帳、恩給証書、医療受給者証、官公庁が発行した身分証明書(写真なし)など

②その他の書類

【例】学生証(写真付き)、法人が発行した身分証明書(写真付き)、診察券、預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど

他人が本人になりすまして証明書を不正に取得したり、虚偽の届け出をしたりすることを未然に防ぎ、個人情報を守るために行っていますので、窓口でお待たせすることもあります。ご理解とご協力をお願いします。

ご存知ですか？

公的な身分証明書となる 住民基本台帳カード

希望する市民の方に、公的な身分証明書として利用できる住民基本台帳カードを交付しています。運転免許証やパスポートなど、写真付きの本人確認書類をお持ちでない方などは、作ってみてはいかがでしょうか。

詳細は、電話または窓口でお問い合わせください。

交付手数料 500円



いろいろな証明書は 誰が請求できるの？



【住民票や税証明などの請求】

本人および本人と同じ世帯の方
親族でも住所が別の場合は、委任状が必要になります。

【戸籍の請求】

戸籍に記載されている本人およびその配偶者と子、孫、父母、祖父母など直系の方
本人、配偶者および直系以外の別戸籍の親族(兄弟姉妹、甥姪など)が請求する場合は、委任状が必要になります。

【印鑑登録証明書の交付】

印鑑登録証(カード)が必要です。
印鑑登録証(カード)を持参しない場合は交付できません。

問合せ 市民サービス課市民係